

# ○後志広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例

〔平成28年3月3日〕  
条例第6号

改正 令和3年8月30日条例第3号

(趣旨)

**第1条** この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、後志広域連合（以下「広域連合」という。）における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、特に定めのない限り、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(事業の人員、設備及び運営に関する基準)

**第3条** 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、省令の定めるところによる。

2 前項の規定により、省令の定める基準を適用する場合において、省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

3 過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定地域密着型サービスの効率的運用に必要であると広域連合長が認めた場合は、指定地域密着型サービス事業者は、広域連合長が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（広域連合長が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定地域密着型サービス事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあつては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定地域密着型サービスの提供を行うことができる。

(非常災害対策)

**第4条** 指定地域密着型サービス事業者で次に掲げるサービスを行う事業者は、地震・津波等の自然災害及び火災等の非常災害に関する具体的計画を立て、冬期間及び夜間を含む非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- (1) 指定地域密着型通所介護
- (2) 指定認知症対応型通所介護
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護
- (4) 指定認知症対応型共同生活介護
- (5) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護
- (6) 指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護

2 前項に規定する訓練の実施に当たって、同項第3号、第4号及び第7号に規定する事業者は、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(申請者の資格)

**第5条** 法第78条の2第4項第1号の規定により条例で定める者は、法人である者とする。  
(指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員)

**第6条** 法第78条の2第1項の規定により条例で定める定員は、29人以下とする。  
(広域連合管外に所在する事業所の指定に係る基準等)

**第7条** 広域連合管外に所在する事業所の指定に係る基準等は、この条例の規定にかかわらず、当該事業所が所在する市町村の法第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づく条例の定めるところによる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(後志広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び後志広域連合指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の廃止)

2 後志広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年後志広域連合条例第1号)及び後志広域連合指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例(平成25年後志広域連合条例第3号)は、廃止する。

#### 附 則 (令和3年条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。